

# 齒科健診補助金支給規程

# 神奈川県電子電気機器健康保険組合 歯科健診補助金支給規程

(目的および利用者の範囲)

**第1条** 神奈川県電子電気機器健康保険組合(以下「組合」という。)の被保険者及び被扶養者が歯科医療機関等において歯科健診を受け費用を負担したとき、その費用の一部を補助することにより、歯科疾患の早期発見と早期治療および口腔衛生指導による疾病予防に資することを目的とする。

2. 利用者の範囲は、当組合の被保険者およびその被扶養者とする。

(診査項目)

**第2条** 歯科健診の診査項目は次のとおりとする。

2. 口腔診査は、次のとおりとする。

- (1) 歯および歯列、咬合
- (2) 歯周組織
- (3) その他口腔軟組織
- (4) 歯口清掃度(歯垢、歯石の沈着度)

3. 口腔衛生指導は、次のとおりとする。

- (1) う蝕(むし歯)、歯周疾患(歯槽膿漏症)の予防法
- (2) ブラッシング指導、食餌・生活指導

4. 予防処置は、次のとおりとする。

歯周疾患予防のための簡単な歯石除去

(補助金の支給限度額)

**第3条** 補助金の額は、第2条の診査項目を実施した場合は、年度内1回に限り2,000円を補助するものとする。

但し、実費額(税を含む。)が補助額未満のときは、実費額を補助するものとする。

(補助金支給申請手続きと支給)

**第4条** 補助金の支給申請は、次のとおりとする。

2. 歯科健診補助金支給申請書を整備のうえ、次の書類を添付し、組合に申請するものとする。

- (1) 領収書(写)
- (2) 歯科検査結果報告書(写)

3. 申請の時期は、歯科健診実施後はすみやかに申請する。

但し、年度内の申請とする。

(個人情報の秘密厳守)

**第5条** 組合加入事業所及び組合は、当該申請書の個人情報の秘密を厳守し、他の用途に使用しないこと。

## 附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程の変更は、平成17年4月1日より適用し、平成17年5月17日から施行する。

(平成17年5月17日第73回組合会)

## 附 則

この規程の変更は、平成22年4月1日から施行する。

(平成22年2月16日第84回組合会)